

平成 15 年度包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置

(知事部局)

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>[1] 岐阜県シバ[®]-人材センター-連合会補助金(シバ[®]-人材センター-業務開拓支援事業費補助金を含む) 事業計画変更届の提出 シバ[®]-人材センター-業務開拓支援事業費について、K 町シバ[®]-人材センター-の事業計画変更届が県に提出されていなかった。県の補助金等交付規則第 6 条第 2 項には、「補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。」と定められている。事業額が、倍になるほどの事業内容の変更であったので、事業計画変更届を提出させるべきであった。</p>	<p>補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。</p>
<p>[2] 岐阜県労働福祉事業費補助金 補助率の削減 勤労者球技大会、働く者の県展及び勤労者文化活動事業の3事業に対する補助率はほぼ10/10となっている。岐阜県労働者福祉協議会の運営は安定しているため、補助の必要性を再度検討し、補助率の削減を行うべき時期にある。</p>	<p>対象経費を精査し、平成 17 年度から補助金を削減することとしました。</p>
<p>補助金の減額 岐阜県労働者福祉協議会には労働者福祉基金46,043千円及び退職積立金(退任慰労積立金を含む)31,322千円が積み立てられている。補助金交付の決定に際しては、協議会の決算書を入手し、財政状態を十分に検討した上で、財務内容が良好であることを理由に補助金の削減を申し入れるべきである。</p>	<p>対象経費を精査し、平成 17 年度から補助金を削減することとしました。</p>
<p>[3] 中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金(中小企業団体中央会補助金を含む) 平成 14 年実績報告書 平成 14 年度実績報告書を閲覧した結果、以下の事項につき改善が求められる。 a 事業実績報告書には、岐阜県中小企業団体中央会の職員が組合へ何回指導したと回数が報告されているのみであり、事業を実施した結果、どのような実績が残せたのかを読み取ることができない。より具体的に、どのような計画目標を立案し、結果として対象者からどのような意見があったのかを記載することが必要である。</p>	<p>平成 16 年度事業の実績報告書から記載するよう岐阜県中小企業団体中央会に指導しました。</p>
<p>b 業界振興対策事業では、「岐阜県新首都交通計画研究会」「インテグリティ 岐阜へ参加」「理事会の開催」と報告されているが、関係団体への研修の参加や理事会の開催が事業実績として求められていることであるのか、さらには参加すること自体が目的になっていないか検討し、今後は参加した結果、どのような対応をしたのかについて重点的に記載することが必要である。</p>	<p>平成 16 年度事業の実績報告書から記載するよう岐阜県中小企業団体中央会に指導しました。</p>
<p>c 産業振興対策の推進においては、運営指導の結果、運営指導先がどのような意見、感想、要望を持ったのかを記載すべきである。</p>	<p>平成 16 年度事業の実績報告書から記載するよう岐阜県中小企業団体中央会に指導しました。</p>
<p>d 地域産業実態調査事業のうち、組合特定問題研究会(5,349千円)では、その内訳及び成果を記載することが必要である。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成 15 年度実績報告書から、内訳及び成果を記載するよう改めました。</p>
<p>e パソコン研修は、岐阜県中小企業団体中央会が主催してはいるものの、実際は業者へ研修内容を委託してパソコン研修を行っているものであった。ワード、エクセル等の初級程度の研修であれば、業者に任せるのではなく、指導する立場である岐阜県中小企業団体中央会の職員が、直接指導に当たることが必要である。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会には、今後は機器以外料を含めて直接指導する場合と、専門業者へ委託する場合との経費を比較し、より費用対効果の高い方法で実施するよう指導し、平成 16 年度から取り組んでいます。</p>

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>f 組合の特定問題研究会の懇談会においては、何をテーマにしたのか、どのような問題点が認識されたのかを具体的に記載することが必要である。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成 15 年度実績報告書から、内訳及び成果を記載するよう改めました。</p>
<p>退職給与積立金の不足 退職給与積立金の平成14年度末の要支給額は、159,296千円であるのに対して、積立額は63,002千円となっており、39.8%となっている。しかし、年齢構成から推定すると定年退職者も今後一定数発生すると考えられ、この数年、毎年20,000千円程度の支出が続くと予想される。定年前退職などが発生すると40%の引き当て率では、一時的に不足する可能性があり、早期の対策が必要である。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で、中央会では 10 年後の目標引当率と毎年の積立計画を定め、平成 16 年度以降この計画に沿って積立てを実施していく予定です。</p>
<p>事業計画 岐阜県中小企業団体中央会においては、労働問題、情報化、地域活性化、国際交流、創業支援、環境対策など地域の経済問題を幅広く解決するために事業体系が作成されている。 しかし、意気込みは理解できるものの、内容を詳しくみると、交流会や懇談会、実態調査といった内容で、事業規模は数10万円程度のものが多い。組織の人員体制と予算規模から判断すると、事業が余りにも広範囲で小規模に分散されており、その事業を実施することの効率と効果について再検討が必要である。中央会の本来の設立目的である「組合の支援や中小企業の経営相談」からみて、守備範囲が広くなることはやむを得ないが、重点分野を明確にした選択と集中の方針を中期計画などで明らかにする必要がある。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して、中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で、中央会が今後重点的に行うべき事業等が定められており、平成 16 年度から計画に沿った取り組みがなされています。</p>
<p>科目の見直し 経費明細の中の福利環境整備費(8,984千円)は、退職年金積立金のことであり、この処理自体は国の指導によるものであったためやむを得ない面もあるが、科目名から支出の内容がわからないことから、退職掛金などの科目名に見直すことが妥当である。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成 16 年度から名称を「退職手当積立費」に改めました。</p>
<p>また、補助対象経費の中に特別研究指導費があるが、実態としては主席主任の役職手当に相当するものであり、給与の一部として処理することが必要である。</p>	<p>従来から給与の一部としての処理を行っています。</p>
<p>[4]岐阜県観光連盟運営費等補助金(キュリット基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助成交付金を含む) 実績報告書 現状の実績報告書では補助効果が客観的に判断できないことから、以下の改善を要する。 a ガイドブック作成配布、パンフレット配置では、どの期間どこの場所に何部設置し、最終的に何部が残って在庫となったのかまで記載する。また、利用者の声を記載してみるなどの工夫があるとよい。</p>	<p>平成 16 年度の事業報告書には指摘事項についても記載するよう指導しました。併せて、観光を PR するパンフレット・冊子等については、過去の配布実績を参考に、より効果的な設置・配布に努めるよう指導しました。 また利用者の声については、今後発刊予定の冊子についてアンケートの実施により把握に努めていくよう指導しました。</p>
<p>b 誘客対策事業(海外観光キャンペーン、海外観光客誘致事業)では、「海外見本市へ出展した」で記述を終わらせるのではなく、出展した結果どのような成果があったのかについても記載する。また、国内エタータ-事業についても、エタ-の意見、感想、アンケート結果等を記載して反省すべき事項などについて記載するとよい。</p>	<p>平成 16 年度の事業報告書には指摘事項についても記載するよう指導しました。また、出展に際しては、目的・目標等を明確にし、出展の必要性を十分検討するよう指導しました。 なお、国内エタータ-事業は平成 14 年度で廃止されています。</p>
<p>勘定科目 事業実績書の収支計算書を検証したところ、詳細な勘定科目が統一して使用されておらず、事業ごとの大項目の金額となっている。これでは、実際にどのような目的に使用されたのか、支出内</p>	<p>平成 16 年度から収支計算書に細節の勘定科目を記載するよう指導しました。</p>

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>容が不明確である。予算及び支出の適切な執行のためには、広告料や印刷製本費、消耗品費といった細節の勘定科目まで使用した収支計算書を作成することが必要である。</p>	
<p>ネット基地ぎふ情報事業 県は、情報発信機能強化のため、ネット基地ぎふ情報事業として、岐阜県観光連盟に対し3千万円近く補助している。その支出内容を検証したところ、補助金の一部が、消耗品、役務費など運営費に使用されていた。補助金交付要綱は、事務費も補助対象としているため問題ないが、当該事業は、実質的に岐阜県観光連盟の誘致宣伝事業と一体化しており、これをあえて別の事業として事務処理する意義は乏しい。ネット基地ぎふ情報事業への補助は、事業費のみに限り、運営費(間接管理費)部分は、岐阜県観光連盟の運営費補助として一体化を図る必要がある。</p>	<p>ネット基地ぎふ情報事業分として計上している事務費については、観光連盟運営費に計上するよう指導しました。</p>
<p>中国派遣費の会計処理 中国出張について、決裁伺いによれば、これは常任理事の日当(4,500×6日)と岐阜県庁から名古屋空港までの交通費であった。この海外事業は、社団法人日本観光協会中部支部の主催で海外プロモーション事業へ参加するものである。日当及び交通費を請求することは問題ないが、本来ならば海外観光客誘致事業費として事業費処理すべきものであった。</p>	<p>今後、同様の案件が発生しないように留意するよう指導しました。</p>
<p>海外観光客誘致事業 海外観光客誘致事業の報告書を入手し、内容を検証したところ、説明会、会議への出席、商談会に出席して情報交換を行う、海外旅行会社幹部の視察への同行などであった。成果としての海外観光客は目立って増えているわけではなく、岐阜県観光連盟の人員だけでは、事業の拡大や成果を出すことに限界があると思われる。事業が中途半端であり、廃止するか、他の事業との統合により、効果が期待できる事業内容へ変更するよう検討する必要がある。</p>	<p>効果が期待できる事業内容を検討するよう指導したところ、2005年には愛知万博や花フェスタ2005ぎふ、世界ネット選手権など岐阜県に海外観光客の増加が見込まれるイベントが連続して行われるため、地域政策室、花フェスタ推進室、スポーツ課等で組織する岐阜県2005年日本国際博覧会連携推進会議に観光連盟が加わり、協働してできる事業について連携して行うこととしました。</p>
<p>情報提供事業 ファックスによる情報提供は減少傾向にあり、事業コストが減少している。インターネットによる情報提供も、全体として減少傾向にある。数値から判断すると補助効果が薄れ気味であることが懸念される。情報発信は重要であることから、利用が少ない理由を検討する必要がある。</p>	<p>ファックスによる情報提供は平成16年度から廃止しました。 インターネットについては、平成14年度以降、利用件数は増加しています。観光連盟ではインターネットを重要な情報提供の手段と認識して、内容の更新の頻度を上げたり、利用者からの声を反映するなどより魅力あるホームページとするよう努めています。</p>
<p>[5-1] 園芸特産振興団体育成対策費 補助対象経費の明確化 補助金は、事業費総額に対して前年度の補助額を勘案しながら、長期間ほぼ定額で予算措置されており、また、積算資料は十分とはいえない。今後は実態に合わせて積算すべきである。</p>	<p>平成16年4月に、岐阜県園芸特産振興会に対して会計処理等の指導を行い、次年度からは、各事業の執行状況及び県施策との適合性を確認した上で予算編成を行い、補助対象経費の明確化を図ります。</p>
<p>[5-2] 岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金(県野菜生産出荷安定対策事業補助金を含む) 保証基準額の運用方法 保証基準額が、この3年間変化していない。保証基準額の基礎と</p>	<p>県単野菜価格安定制度は、国の指定野</p>

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>なる平均価格(過去の市場価格の平均)は、3年に1度改定を行う慣例とされているが、県は平成12年度の改定を見送り、平均価格が従来のままになっているためである。県が改定を見送ったのは、国の指定野菜価格安定制度等が平均価格の改定をしなかったことから、県としてもこれに準じたことによるものである。平均価格を固定化すれば、保証基準額が価格の下落傾向を反映せず、販売価格が下落傾向又は低価格定着化のときには、直近の販売価格との差額が、ほとんどの場合補填される結果となる。本来ならば、3年に1度見直すべきところ、これを見送りこの基準を据え置いたため、近年、野菜価格の低迷が続く中、県の負担が重くなりつつあると考えられる。今後は基準の内容を見直し、県の負担を軽減するよう改善が求められる。</p>	<p>菜価格安定制度、特定野菜価格安定制度に準じた基準単価を設定してきました。これは、野菜を安定的に消費者の皆さんに供給するために、同じ野菜品目において、県が設定する基準単価と国が設定する基準単価に格差を生じさせないために、制度設立当初から導入しており、今後も同様に実施していくこととしております。</p> <p>しかしながら、野菜单価はここ数年低落傾向にあり、過去に設定された基準単価よりは低価格になっていることは否めません。そこで、県としても、国に対して基準価格の改定を実施するよう求めております。</p>
<p>交付予約数量 野菜価格が下落傾向にあり、かつ、保証基準額が固定化されて補填される可能性が高いにもかかわらず、交付予約数量が減少傾向にある。これは、対象産地がより有利な国の指定野菜価格安定制度の利用に移行したことや、流通販売の多様化により、共同販売(系統出荷)されずに、朝市、直売所や宅配など市場外での販売が増加したことが要因であると思われる。今後は、この制度を今まで以上に有効なものにするため、交付予約数量を増加させるための手法を検討すべきである。</p>	<p>各産地、農業協同組合の担当者に対し、本制度の内容を説明していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 6 月に農協担当者地域振興局担当職員に対して制度の説明を行いました。 ・平成 16 年 4 月から開催された、対象野菜の生産販売会議及び生産者団体の総会において、制度の紹介を行いました。
<p>[5-3] 農協有等家畜導入事業費補助金 補助効果 繁殖雌牛は、昭和62年度より最近までの15年間で約2,000頭増えたただけであり、年間平均133頭増加しているのみである。特に最近7年間をみると目立って増加しているわけではなく、横ばいの状況である。補助が始まったのは昭和47年度で補助期間は長く、規模拡大が図られているが、農家戸数は激減しており今後は懸念されるところである。このような環境変化の中、補助制度も農家戸数の増加や、高齢化していく農家の新陳代謝が促進される事業への交付を優先させるべき時期にあると判断される。</p>	<p>補助効果を確認しながら助成していきます。</p> <p>なお、肉用牛生産の高付加価値化、地域の生産者リーダーの養成及び一層の銘柄化促進等に取り組んでいます。</p>
<p>補助先 過去特定の農協に補助先が限定されている。広く一般的に利用されるよう、再度この制度の周知徹底することが必要である。</p>	<p>制度の趣旨をPRしていきます。</p>
<p>事業規模 この補助事業の対象は、国庫補助と県単独補助を合わせて年間100頭となっている。一方、目標値については平成21年度に和牛繁殖雌牛頭数を9,860頭としているが、最近の頭数実績から考えると達成は困難と判断される。現状の事業規模を見直すか、頭数増加の対策を早急に検討すべきである。</p>	<p>繁殖雌牛増頭施策として、新たに平成15年度から「飛騨牛雌牛保留対策事業」を実施しています。</p>
<p>[5-4] 農事改良組合活動促進事業費補助金 積算根拠 予算策定資料において、それぞれの活動費について具体性がなく、積算根拠が明確でない。事業内容として、どのようなことを想定しているのか再度検討し、具体的な積算に改善する必要がある。</p>	<p>平成 16 年度予算要求資料より、具体的な科目による積算に変更しました。</p>
<p>補助金の使途 実績報告書及び会計記録をサンプル抽出して調査し、消耗品費の詳細な内容を検証したところ、MOディスク、プリンター用インクカートリッジ、公用車タイヤ交換、印影、ボール紙、線香、テープカッター、ボール紙代、電話料</p>	<p>消耗品費については、活動に必要なものに限るよう地域農林商工事務所を通じ市町村担当者を招集した会議等で徹</p>

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
及び賃金等に支出されていた。これらは、集落活動の推進に直接使用されているとは考えにくい。実績報告書から判断すると、生産調整会議、農事改良組合長会議、水田生産調整推進協議会に必要な経費だけで十分と考えられる。今後は補助目的に沿った活動に直接必要な支出のみに限られるよう改善する必要がある。	底させることとしました。
実績報告書 実績報告書を検証したところ、支出区分が農事改良組合活動費、農事改良組合実践活動費などの科目により区分されていた。くくりが大きすぎて、支出内容に何が含まれているのか理解することができない。会計上の明瞭な勘定科目を使用して、実績報告書を提出してもらうよう改善すべきである。	平成 16 年度より事業計画書及び補助金申請の様式で具体的な使途がわかるように、現状の様式に科目を追加することとしました。
[6] 錦鯉振興会活動費補助金 食事代、賞品代等 県農業フェスティバルで開催される錦鯉の品評会において、参加者への弁当、飲物代及び表彰された人へのトフィー・賞品代が支出されていた。近年の財政難から考えると、食事代は自己負担とし、トフィーは繰り返し使用する方式に変え、賞品はランクを下げるなどの改善が必要である。また、受益者負担の観点から、参加費用を増額することも検討する必要がある。	コイハ° スマイル病対策と併せて、品評会の開催計画を大幅に見直し、受賞区分の整理、参加費の見直しを図るなど、開催経費の節減を図ります。
生産技術指導費、情報対策費 生産技術指導費及び情報対策費は、各地区の組合に均等に配分されているが、その用途については各地区の組合で監査を受けているが、岐阜県錦鯉振興会からは何らのチェックが実施されていない。今後は領収書等の証憑類で確認することが必要である。	生産技術指導事業及び情報対策事業については、県振興会が実施することとし、各地区振興会への配分は H15 年度をもって廃止しました。
[7] 安全・安心・健康野菜等支援事業補助金 補助金額 転作面積に応じ、とも補償の13千円/10aに県が3千円/10a上乗せしたからといって、どれだけの生産調整のために役立つのか、若しくは、野菜へ転作しようとする動機になるのか、補助効果を再度検討しなければならない。 安心・安全・健康野菜等への協力と受益の関係 この補助事業の実施要領の採択要件によるならば、生産調整に協力し、なおかつ、朝市開催に参加したり、学校へ食材を提供した農家のみが、補助金をもらう要件を満たしていると考えられ、そのような農家に対してのみ、安心・安全・健康野菜作りやその販売に必要な経費を直接補助することを検討しなければならない。	補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。
[8-1] 木材産業高次加工化等促進事業費補助金 補助効果 補助事業の利用実績は低迷しており、制度自体に問題があると考えられることから、基本的に廃止し、林業分野の他の補助事業と統合することにより、まとまった規模の補助事業として再度構築し直す必要がある。 複雑な制度体系 事業者(個人・企業等)が行う利子助成金申請の事務手続きは、複雑すぎて利用者が一読してどの程度理解できるのか疑問に思われる。もっと分かりやすいパンフレットを県独自に作成すべきである。また、国に対して利用低迷の一因であるとして改善するよう働きかける必要がある。	林業・木材産業改善資金助成法の改正により、木材産業者についても林業・木材産業改善資金の借入が可能となったことから、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。
[8-2] 産直住宅建設支援事業費補助金 補助の有効性 事業の内容は、産直住宅建設団体又はその構成員が建設する木質部材(柱・土台などの基本的な構造部材)のうち県産材を 60%以上使用した木造住宅で、「築後 10 年間は訪問点検(原則年 1 回以上)	平成 15 年度に「木質部材を贈呈する経費の一部、構造材の人工乾燥経費の一部」への助成を加え、平成 16 年度に「地

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>を実施すること」及び「建設して 11 年以降 20 年までの間に定期点検(原則 2 年に 1 回以上)を実施すること」を内容として契約締結する場合に、その信頼の証として、市町村長等が、床下調湿炭、間伐材を使用した畳、大黒柱などの木質部材を贈呈する経費の一部、若しくは構造材の人工乾燥経費の一部を助成するものである。</p> <p>一戸当たりの補助額は、約10万円(県の負担は3分の1、残りは市町村)と建築費全体に占める割合は少額である。事業の開始は昭和 61 年度(名称は変更されている)からであるが、建設実績はほとんど増加していない。経済効果として、一戸当たりの補助額は少額であり、また、宣伝や啓蒙の効果を期待したとしても、20 年近くも実施すれば、十分と考えられる。これ以上補助を実施しても、目立った産直住宅建設の数量増加は、期待できないため、補助のあり方を変更するなどにより補助内容の改善が求められる。</p>	<p>盤・住宅性能保証制度への加入経費の一部」を助成することとし、補助内容の充実を図ることで、近年の木造住宅の高性能、高品質化に対応した制度に改善を行いました。</p> <p>本制度は、経済効果をねらったものではなく、一定の基準を満たした「産直住宅」に安心・安全を付与する制度であり、依然産直住宅団体からの継続要望は強いものとなっています。</p>
<p>補助対象事業者</p> <p>一部の市町村において、補助金の受領者を調査したところ、一定の業者に偏っていた。今後は、産直住宅建設団体からの要望戸数が予算措置できる額を上回った場合に備え、事前に基準を確定しておくことが必要である。</p>	<p>市町村間の補助金額の偏りについては、前年度の市町村からの要望量に応じた配分を行っています。</p> <p>要望量が予算額を超えた場合は、過去の実績等を勘案して予算の範囲内で配分を行っています。</p>
<p>また、D 市については、補助制度が周知されているかどうか確認しなければならない。</p>	<p>D 市については、補助事業の周知を図っていることを確認しました。</p>
<p>[9] 農業共済組合連合会事業活動促進費補助金 補助割合等</p> <p>要約損益計算書から、事業費用計に占める補助金の割合は 6.6% と低いことが分かる。決算書を閲覧した結果、剰余金も多額に発生しており、連合会の経営状態は非常に優良である。したがって、県の補助金がなくとも特段、運営上支障が発生するわけではない。また、農家戸数[※]で平成 14 年には 81% (監査人試算 68,043 戸 / 83,820 戸) の加入率となっており、連合会の運営はすでに確立されており、自主運営へ転換していかなければならない段階にあると判断される。さらに、教育研修基金が 2 億円積み立てられている。自主財源が豊富な状況の中で、連合会の研修費や組織強化のための費用を県が補助することが妥当であるか疑問に思われる。この 2 年間で補助金は減少傾向にあるが、当然と思われる。当該補助金のさらなる削減又は廃止を検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度予算については、平成 15 年度比で 680 千円減額し、平成 17 年度予算についても、更に減額することとしました。今後も、削減又は廃止に向けて検討します。</p>
<p>施策目標との関係</p> <p>施策目標との関係において、当該事業は、インターネット等の利活用の促進の手段として位置づけられている。しかし、実績報告書を詳細に検証してみると、どのようにインターネット等の利活用の促進と関係しているのかわからない。施策目標との関係においては、当該事業は位置づけがあいまいとなっているため、見直しが必要である。</p>	<p>平成 15 年度から、施策区分を「農林業を担う多様な担い手の育成」に変更しました。</p>
<p>[10-1] 林業退職金共済加入促進事業費補助金 補助効果</p> <p>当該退職金共済への加入者は、近年低下傾向にある。この事業では、県と市町村が合わせて掛金の 2 分の 1 を補助しているが、長年補助していても全体を増加させることなく、結局減少傾向に歯止めを掛けられなかったといえる。施策目標を林業従事者の増加にしているにもかかわらず、制度の内容を抜本的に見直すことなく、従来と同じ補助制度を繰り返し、むしろ、減少させてしまったことは、制度の改善をしていないという点で反省すべき事項と考えられる。補助割合を高めるなどの改善を実施し、減少傾向が止まるよう対策を立てるべきである。</p>	<p>当該補助金を今年度で廃止するとともに、林業の担い手を確保するため、林業の新規就業者、特に若い人材を確保し早期に林業の技術者に育成するための新たな支援施策を、平成 17 年度から実施することとしました。</p>
<p>[10-2] 岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金</p>	

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>利用の低迷原因 貸付け承諾額の金額及び件数のいずれも、利用が低迷している。一方、貸出し金利は、近年は低下している。また、この補助制度の手続は、農業経営改善計画の作成、金融機関の融資審査、特別融資制度推進会議(市町村内に事務局がある)の審査を受けなければならない。また、今回の監査で特別融資制度推進会議宛に提出された資金利用計画認定申請書のサブ入を手してみたが、生産計画、収支実績、収支計画、資金使途などの記載が必要であり、利用者には、申請のための事務負担が重く、特に零細な事業者には負担が大きいと思われる。金利が高い時期には、補充される金利の額も大きくリットがあったため、経営改善計画などの作成の手間を考慮しても補助を受けようとする事業者が多かったと思われるが、現在の低金利下では、そのリットが少なくなっている。可能な限り手続を簡素化する方向へ、国に対し働きかける必要がある。</p>	<p>平成 15 年 3 月の制度改正により、少額の借入れであれば簡素化された様式を使用することができる等の改正が行われました。 引き続き国に対して手続きの簡素化への働きかけはしていくものの、経営マインドを持った農業者を育てていくという農業施策上の主旨から見ても、農業経営改善計画等ある程度の書類作成手続きは必要であると考えます。</p>
<p>また、制度が確立されてから期間が経過しているため、再度、金融機関、農協等へ利用促進の依頼を行う必要がある。</p>	<p>金融機関に対する利用促進の依頼につきましては、制度資金説明会を開催し利用促進を図ります。</p>
<p>補助効果 当該事業の利子助成承認台帳を閲覧したが、承諾年月日、償還期限、資金使途が記載されているのみであり、助成開始からの追跡調査がなされていない。ローテーションで十分であるので、利子助成対象事業者から経営収支の実績を提出してもらい、事業計画の達成状況や設備の稼働状況について確認し、補助効果を検証する必要がある。</p>	<p>平成 15 年度から、追跡調査を実施して事業計画の達成状況等の確認を行っています。</p>
<p>[10-3] 畜産協会等事業推進費補助金 コウカウト事業への補助 畜産コウカウト事業において毎年コウカウト設置につき、県からの補助金が上昇していることがわかる。コウカウト設置費は、地方競馬全国協会より補助があり、その不足分を県費で継ぎ足し補助しているため、近年、地方競馬の売上げの落ち込みに伴い、地方競馬全国協会補助金が減額された結果、県の負担する補助金が増加しているのである。コウカウト設置費の総額としては、大きな増加はないものの、地方競馬の不振により、地方競馬全国協会補助金に多くを期待できない状況の中、今後、県の負担を増加させないための対策を今から検討する必要がある。</p>	<p>中央団体等の他の事業への取り組みなど、財源確保の可能性を検討し、県費の負担増を抑制するよう指導していきます。</p>
<p>家畜家禽及び畜産物流通対策事業 実績報告書の記載内容と実際の支出の内容を比較してみたが、事業費の中で主に支出された項目について触れられていない。常識的な判断ならば、事業実績を記載するとき、主に支出した費用の内容について記載するのが当然の対応である。これでは、実績報告書を見た人に誤解を与える結果になると思われる。</p>	<p>適切に経理・記載するよう指導しました。 県が開催する会計事務研修会等へ職員を派遣することにしています。</p>
<p>また、賃金の振替は、本人がかかわる当該事業のための作業とそれ以外の作業の区別が客観的に難しいことから、振替処理すべきではない。 また、その他の経費の配賦処理も配賦したり、しなかったりするケースが見受けられる。いずれも、予算の適正な執行から乖離するものであり、改善が必要である。</p>	<p>事業実施に際して、適正な時期に経費支出を行うよう指導しました。</p>
<p>経費の削減 各種展示会、研修講座において弁当などが支給されている。展示会、研修講座などの受益者は、参加する畜産事業者自身であり、これらの費用は参加者負担が妥当である。今後は補助経費の見直しが求められる。</p>	<p>各種展示会、研修講座の弁当代等については、補助対象経費から外しました。</p>
<p>畜産協会の収支計算書</p>	

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>実績報告書における収支計算書は、勘定が事業単位になっており、旅費交通費、賃料などの細節科目が使用されていない。これでは、どのような費用が支出されているのか判断できないため、改善が必要である。</p>	<p>補助金交付要綱を改正しました。</p>
<p>また、畜産協会の総勘定元帳、証憑類をサブ・システムでチェックしたところ、複数の事業に共通の経費について、支出内訳書を統一して複雑にファイリングされていた。これは、多くの事業を事業別に経理する必要があることが原因と思われるが、事業の統廃合及び経費の配賦方法について見直し、総勘定元帳、証憑類の整理が必要である。</p>	<p>改善するよう指導しました。 会計事務研修会への職員派遣を計画するとともに他団体等を参考に改善します。</p>
<p>[10-4] 農業会議補助金 その他の事業費における経費の配賦 その他の事業費のうち、一部の事業について、共通経費である旅費、郵送料、印刷代等の費用が、最終的にちょうど「000」円となるように配賦され、補助金の予算額は満額使用された形となっていた。事業と直接的に関係のない経費まで負担させると、補助対象経費の範囲をあいまいに解釈することになり、さらには予算の正しい執行、補助金を節約する意識が発生しないこととなる。改善が必要である。</p>	<p>共通部門を作り年度末に一括して各事業に経費を付け加えるという処理について、平成 16 年度の当初から、その支出の都度事業毎に執行する会計処理に改めました。</p>
<p>予算策定 共通経費の配賦割合が事業費全体の約半分を占める遊休地関連対策事業と職員農業経営講習事業の予算策定書の見積り内容は、実際の支出内容とかなり乖離しているため、過去の総勘定元帳を基にしながら事業の実施計画につき入念な検証を行った上で、予算見積り・予算策定を行うことが必要である。</p>	<p>岐阜県農業会議が予算策定書の見積もりどおり事業を執行するよう、平成 16 年度より定期的に確認するとともに、内容変更が生じないように、平成 17 年度の当初予算策定時から、実施計画の入念な検証を行った上で予算策定を行うこととしました。</p>
<p>事業の効果 農業経営管理能力向上支援事業の具体的な事業内容は、日商簿記(3級程度)、複式農業簿記、パソコン簿記及び経営分析、簿記記帳優良農家体験発表会となっている。しかし、岐阜県全体の農家の数から考えれば、加減率は非常に低いものとなっており、事業の効果は限定的である。</p>	<p>平成 15 年度予算から農林水産省が事業の組み替えを実施していること並びに補助効果を勘案する等見直しを行いました結果、農業経営管理能力向上支援事業は平成 14 年度限りで廃止しました。</p>
<p>[10-5] 農業農村活性化協会補助金 目標設定に対する評価 岐阜県農業農村活性化協会が、有効に事業目標を達成しているかどうかを細かく検討しなければならない。例えば、すべての事業についてアンケートを必ず詳細に作成してもらい、ニーズを分析するなどの方針が必要である。</p>	<p>経営管理指導を行った事業実施主体、市町村等にアンケートを実施し、その結果については市町村合同会議(平成 16 年 5 月 19 日)において公表し、内容について検討しました。今後は指導全地区について詳細にアンケートを実施します。その他フォーラム、研修会についてはアンケートを既に実施し、今後のニーズ等も把握し今後の活動のための検討資料にしています。</p>
<p>共通経費 岐阜県農業農村活性化協会の決算書では、賃料、水道光熱費、通信費、間接部門の人件費などのいわゆる共通経費が、すべて事業費へ配分されているが、その配分が、予算費用額の達成度合いを見ながら振り分けられていた。これでは、事業ごとに発生した費用を正しく算定したことにはならない。配分基準を定め、客観的、かつ、継続的な費用配分処理が必要である。</p>	<p>協会と共に見直し作業を進め、配分基準を策定し、平成 16 年度よりその配分基準を持って会計処理を進めています。</p>
<p>事業費の削減による事業規模の縮小 ここ数年は、事業費が削減されつつあるが、安易に事業を減ら</p>	<p>岐阜県農業農村活性化協会では、平成</p>

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>してはサービスの低下となり、事業効果が上がるとはいえない。相対的に上昇傾向にある人件費の削減を実施し、例えば、人件費の割合を50%以下にするなどして事業費への配分比率を増加させることが必要である。</p>	<p>16年度から、常勤コグターを3人から2人に削減し、人件費比率50%以下としました。</p>
<p>[13] 岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金 補助実績 平成12年度より補助金予算を計上しているが、平成14年度まで補助金の交付実績がない。「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)により、「枠的に措置する補助金で、予算消化率の低いものは、廃止又は予算額の削減を図ること」が要求されているところでもあり、制度そのものの見直し又は廃止を検討すべきである。</p>	<p>従来の制度では、留学した上、さらに単位取得を必要条件としていましたが、平成16年度からは、提携先大学の短期留学プログラムに参加した場合に補助対象事業にする等、制度の見直しを行いました。</p>
<p>[24] 岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金 支出関係書類 県庁内の消防政策課に岐阜県女性防火クラブ運営協議会の事務局があり、消防政策課職員が事務を行っており、県と同一様式の旅行命令書を作成している。当協議会の旅行命令書を検証したところ、用務欄が空白のものが1件あった。補助対象経費を明確に確認するために、改善が必要である。</p>	<p>平成15年度に、岐阜県女性防火クラブ運営協議会に対し、改善を指導しました。</p>
<p>[25] 岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金 飲食代等の支出 証憑類の検証の結果、弁当代、飲料代への支出が見受けられた。財政難の中、可能な限り節約することが必要である。</p>	<p>平成15年度に支出単価及び対象者の見直しを指導し、節約に努めることとしました。</p>
<p>[33] 岐阜県国民健康保険保健事業費補助金 補助割合 平成14年度の岐阜県建設国民健康保険組合の収入に占める補助金の割合は0.009%(450千円/4,974,574千円)に過ぎない。また、年度末現在で特別積立金等内部留保されている積立金総額は848,204千円となっており、補助金の交付を受けなければ補助対象事業を実施することができないという財政状態とは考えられない。さらに、補助金交付要綱による補助対象経費は、保健事業の実施に要する経費となっているが、当年度の当該経費総額は36,408千円であり、それに対する補助金450千円は少額であり、「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当しており廃止すべきである。</p>	<p>少額補助金であり、補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成16年度で廃止することとしました。</p>
<p>[35] 県内産緑化木利用促進事業費補助金 補助金の廃止 岐阜県造園緑化協会の平成14年度の収入に占める補助金の割合は0.34%(230千円/66,245千円)と低く、「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当すると考えられ、廃止すべきである。</p>	<p>本施策については、公共事業を中心に県内産緑化木の使用率が向上するなど一定の効果が得られたことから、当該補助事業は平成15年度で廃止しました。</p>
<p>[36] 樹苗生産委託資金利子補給金 補助割合 岐阜県森林組合連合会の平成14年度の事業総収益に占める補助金の割合は0.01%(450千円/2,368,751千円)と非常に少なく、「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当すると考えられ、廃止すべきである。</p>	<p>少額補助金であり、補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成15年度で廃止しました。</p>

(教育委員会)

平成 15 年度の結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>[22] 岐阜県保健体育等振興補助金(学校保健会運営事業補助金) 飲食代等の支出 証憑類の検証の結果、弁当代、飲料代への支出が見受けられた。財政難の中であり、可能な限り節約することが必要である。</p>	<p>平成 16 年度から、研修事業における講師の弁当を補助対象外にするなど、経費の節減に努めています。</p>
<p>[23] 岐阜県青年団協議会運営費補助金 管理体制 支出金調書の整理が不十分であり、補助金の対象として適切かどうか支出金調書の記載内容からは把握できないものが見受けられた。書類が整理されていない理由は、事務局には事務職員が一人いるが、会計担当者がいないためである。早急に改善を図る必要がある。</p>	<p>平成 16 年 1 月、岐阜県青年団協議会に対し、会計担当者の設置を指導し、平成 16 年度から会計担当者を設置することとなりました。</p>
<p>また、補助対象経費の半分を占める研修費には、青年団交流が - リング 大会の支出も含まれているが、県民の税金が補助金の原資であることを考えると、このような支出は補助対象経費に含めるべきではない。</p>	<p>平成 16 年 1 月に青年団交流が - リング 大会等の交流及び懇親を目的とした支出については補助対象外経費とするよう指導し、平成 15 年度決算から改善されました。平成 16 年度も同様の扱いです。</p>
<p>が リング 代も金額の算定根拠が明確になっておらず、精算方法を明確にすることが必要である。</p>	<p>平成 16 年 1 月に旅費規程をつくることを指導し、平成 16 年度から県条例に準じた旅費規程をつくり精算方法を明確にすることとしました。</p>

平成 15 年度包括外部監査の意見及びこれに対して講じた措置

(知事部局)

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(知事部局) [1] 岐阜県シバ - 人材センター-連合会補助金(シバ - 人材センター-業務開拓支援事業費補助金を含む) 補助割合 シバ - 人材センター-業務開拓支援事業補助金について、このような少額な補助金額を国の補助金に上乗せして交付しても、実効性があるのか疑問に思われる。</p>	<p>補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。</p>
<p>事業実績報告書 事業実績報告書について、両補助金とも、事業の項目と実施した旨が記載されているのみで、どのような成果があったのかが記載されていない。これでは、補助効果の測定が難しいため、例えば、ホーム - ジへのアクセス件数や、就業開拓推進事業であれば、目標開拓数と、どのような分野に対して何件程の契約が残せたかなど、何を目標に計画し、どこまで達成したのか、あるいは受益者からどのような要望があったのかを報告するなど、内容を充実させることを検討すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成 16 年度実績報告書の提出から、事業の目標成果を具体的に記載させるようにしました。</p>
<p>普及啓発事業費 岐阜県シバ - 人材センター-連合会補助金について、事業推進総合計画を閲覧したところ、シバ - 人材センターについて、「知らなかった」という人の割合は 3.4% しかなく、大多数の人が、シバ - 人材センターのことを認知している結果が報告されている。 しかし、平成 14 年度は、普及啓発事業費に 6,420 千円の支出(県補助 2,885 千円)を行っていた。支出内容は、新聞、ラジオ等のメディアを活用しての広報活動、郵便貯金通帳が - への広告掲載等であった。事業の必要性和効果を再度検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年 3 月に、補助対象事業の内容を見直すよう指導を行い、シバ - 人材センター-自体の周知から、会員、就業機会の獲得につながる広報へ転換するようにしました。</p>
<p>[2] 岐阜県労働福祉事業費補助金</p>	

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>補助率を低下させるための施策</p> <p>補助率が高いことは改善が必要であり、徐々に県の負担を軽減させることが求められる。</p> <p>例えば、事業規模の縮小を図る、受益者である参加者への負担を求めるなどして自主財源を確保する、さらには福祉協議会における人件費の割合が高い(人件費/事業費総額=28,079千円/50,557千円)ことから、これらの人件費を始めとした経費を一層削減していくことなどにより、事業費への資金配分を増加させ、その結果として補助率を低下させるなど、改善が求められる。</p>	<p>対象経費を精査し、平成 17 年度から補助金を削減することとしました。</p>
<p>[3] 中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金(中小企業団体中央会補助金を含む)</p> <p>施策目標と補助の有効性</p> <p>岐阜県中小企業団体中央会の発足時である昭和30年代から高度成長期までの時代において多くの中小企業の組合設立が必要とされたが、経済全体が成熟化した現状においては、新規組合の設立が減少するとともに役割を終えた組合が解散し総数が減少している。今後、岐阜県中小企業団体中央会は、新しいニーズに積極的に対応すべく、事業内容の選択と集中が求められる。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して、中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で、中央会が新しいニーズに対応した事業に積極的に取り組むことが盛り込まれており、平成 16 年度から計画に沿った取り組みがなされています。</p>
<p>経済環境が変化している中で、対応力が問われるところであるが、施策目標に合った人材を登用するか、短期間でこれらの目標に対応可能な職員を育成していかなければ、岐阜県中小企業団体中央会自体の存在意義が問われるべき時期にあると判断される。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で中央会では、人材育成に積極的に取り組むこととしており、平成 16 年度から計画に沿った取り組みを行っています。</p>
<p>自主財源の確保</p> <p>岐阜県中小企業団体中央会の事業費は、毎年削減されており、事業規模の縮小が懸念されている。このような中で受益者負担の観点から、組合及び企業などから指導料を徴収することも検討すべきであると考えられる。今後は自主財源の確保について目標を立て、具体的な行動を起こすこと、及び、公益性の高い法人であることから、事業報告書で目標と成果を具体的に記述するとともに、これをホームページで公開することを検討すべきである。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して、中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で中央会では、財政健全化計画を立て、収入増加対策と経費節減対策により自主財源を確保していくとしています。この成果については、毎年度の事業報告書にて明らかにしていきます。</p>
<p>人事システムの改善</p> <p>財政難の中、専門職員で構成される岐阜県中小企業団体中央会は、プロパティ指導員が24名と多く、年功序列より、構成員の業績を反映させた成果主義を取り入れた給与体系がふさわしいと思われる。退職金を含めた人件費総額を抑制するため、例えば、人事システムのコンサルティングを受け、早期に成果主義を取り入れた人事制度を構築することを検討する必要がある。</p>	<p>岐阜県中小企業団体中央会に対して、中期計画の策定を指導し、平成 16 年 3 月に提出がありました。この中で中央会では、人事評価制度の変更を計画しており、県としても中央会とともに研究を行っています。</p>
<p>インタープライズ 岐阜</p> <p>インタープライズ 岐阜は、ベンチャー企業の創出、新事業の育成を総合的に支援する体制のことをいい、ベンチャー企業へのワンストップサービスを提供している。岐阜県中小企業団体中央会はこの体制に参加し、支援しているものの、どのくらい実績があるのか明らかにされていない。また、取次ぎの役割を果たしているのみではないことを説明する必要がある。</p>	<p>平成 16 年度事業の実績報告書から記載するよう岐阜県中小企業団体中央会に指導しました。</p>
<p>特別資質向上費</p> <p>特別資質向上費は、職員の教育費用として通信教育代を負担しているものである。通信教育の受講対象は、税理士の簿記論、情報処理技術者、社会保険労務士、日商簿記検定2、3級、宅建主任、中小企業診断士といったものである。これらについては、職員の意欲を喚起し、インセンティブを確保する手法に変更することを検討す</p>	<p>平成 15 年度限りで資質向上推進費に係る補助を取りやめ、これにかわるものとして、平成 16 年度から資格取得等より成果を重視した新たな補助制度を導入しています。</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
べきである。	
<p>終期到来補助金調書</p> <p>終期到来補助金調書に、補助事業者、所管課の意見が記載されていない。補助金は、一方的な金銭の給付という特性から、交付について一層慎重な姿勢で臨まなければならないはずである。終期到来補助金調書の記入不備は、終期が到来した補助金の議論を実施していない結果とも受け取られるため、今後はこのような不備がないように改善が求められる。</p>	<p>平成 16 年度末で終期を迎えますが、適正な処理を行います。</p>
<p>[4]岐阜県観光連盟運営費等補助金(キュリッ ト基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助成交付金を含む)</p> <p>理事の人数</p> <p>平成13年度末の総会で理事の人数を約半数に削減したものの、いまだ理事が32名と多い。観光事業の広告宣伝活動などの事業は、その性質からその時々々の流行や季節、景気などに左右されることが多く、予算も迅速に補正していかなければ、有効な宣伝活動はできないと考えられる。しかし、現在の理事は人数が多く、かつ、兼任がほとんどであるから会議を開いて補正予算を組むことは実質的に難しく、機動的な活動を阻害しかねないと考えられる。今後は理事の人数を思い切って削減し簡素化するなどにより、タイムグのよい事業執行を行い、補助金を有効に使用できるよう検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度中にいくつかの市町村合併が行われる予定であることから、現在理事のうち半数以上を占める市町村長及び担当者、市町村観光協会等役員を見直す必要があるのに合わせ、全体の理事の人数の見直しを図るよう指導しました。</p>
<p>[5-1] 園芸特産振興団体育成対策費</p> <p>補助事業の成果の測定</p> <p>過去6年間の各種補助事業の内容を比較してみたところ、変化に乏しいのではないかと思われた。今後は、岐阜県園芸特産振興会の目指す「食料の安定供給、生産者の経営安定」が何をもって実証されるのか、例えば、園芸粗生産額の推移、いちご農家の所得が増加した、首都圏への出荷額が増加した、使用プラスチックの回収量が増加した、トマト、ほうれんそうの学校給食での取扱量が増加したなど、補助事業の内容の変化に応じた具体的な成果を測定し、補助金の有効性を検証していくことを検討すべきである。</p>	<p>補助対象経費の明確化と併せて、岐阜県園芸特産振興会が実施する各種事業の具体的な成果を測定し、補助金の有効性を判断していきます。</p>
<p>[5-4] 農事改良組合活動促進事業費補助金</p> <p>補助効果</p> <p>この補助事業は、少額の補助金を広範囲の組合に交付するもので、昭和31年度から続いているが、生産調整、転作及び組合活動全般などに使われており、補助効果の把握が難しい。組合が自主財源で活動できるようにするにはどうすればよいのかを検討しない限り半永久的にこの補助金の交付が続くことになる。今後は、例えば、会費を徴収して自主財源を確保する、補助率の段階的な削減を行う、さらに補助金を単純に配分するのではなく、市町村及び組合の要望を取り入れて重点配分を行うなどにより、補助効果がより向上するような工夫を検討していただきたい。</p>	<p>農事改良組合については集落における農業者の基礎的組織であり、県の施策推進上、農政の末端組織で公的な役割を果たすなど極めて重要な位置づけとなっています。これまでの全市町村一律配分については、平成 16 年度当初に見直しました。今後とも、市町村及び組合の要望を取り入れる等してより効果があるよう重点配分を行うこととします。</p>
<p>[6] 錦鯉振興会活動費補助金</p> <p>補助の意義</p> <p>現在、岐阜県錦鯉振興会の事務処理は県の所轄部署が行っている。事務処理などの運営ができないほど岐阜県錦鯉振興会の当事者能力が欠如しているのが実態であり、岐阜県錦鯉振興会を補助する意義は見出せなくなっていると考えられる。また、昭和47年度に発足した岐阜県錦鯉振興会は、錦鯉養殖振興のため県内錦鯉養殖業者の育成を図ることが目的とされたが、現在では、事業者の高齢化が進み、事業者の数も減少しており、補助金はほとんどが農業フェスティバルと同時に開催される錦鯉の品評会に充てられている。これらの現状を考えると、補助金を廃止して、県直轄の錦鯉</p>	<p>本県の錦鯉は、東海大会、全国大会等で高い評価を受け、本場新潟の錦鯉に対抗でき得るまでにレベルが上がってきました。それは、生産技術の指導と品評会の開催による生産意欲の高揚の賜物であり、本事業は今の岐阜県の錦鯉の地位を築くうえでの根幹となっており、依然、本県の錦鯉養殖業にとって重要な役割を担っております。</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>品評会開催事業として予算措置するか、あるいは、補助のあり方を、例えば、成長が期待される養殖業者へ切り替えるなど施策変更の検討が求められる。</p>	
<p>[7] 安全・安心・健康野菜等支援事業補助金 補助対象の選別 現状では、少額の補助金を広く各農家へ配分している状況であり、今後は、安全・安心・健康野菜作りに直接参加した農家のみへ補助金を交付すべきであり、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう、より積極的な事業者へ重点補助するように転換していくことを検討すべきである。</p> <p>実績報告書 補助対象事業の採択要件には「安全・安心・健康な野菜、果樹等の地域内生産、地域内流通に積極的な取組が見られること」とあるが、どの農協の実績報告書を見ても、1. 朝市・直売等、2. 学校給食における県内産野菜・果樹の使用など画一的な実績報告のみであり、積極的な取組の意図が希薄に思われる。</p> <p>今後は積極的な取組の内容を具体化して、たとえば、目標に対して何%であった場合に交付するなど客観的な基準を設けるべきであると考えます。</p>	<p>補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。</p>
<p>[8-1] 木材産業高次加工化等促進事業費補助金 他府県の状況 すでに補助していない県及び平成 14 年度に実績のない県も多いことから岐阜県においても、補助事業継続の適否について検討すべき時期にあると思われる。</p>	<p>林業・木材産業改善資金助成法の改正により、木材産業者についても林業・木材産業改善資金の借入が可能となったことから、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。</p>
<p>[8-2] 産直住宅建設支援事業費補助金 継続理由 終期到来補助金調書の継続理由を見ると「本事業を廃止した場合、地域の工務店や木材業界の弱体化のみならず本県の林業の衰退を加速させ、ひいては森林の適正な管理が図られなくなるおそれがある」と記載されている。しかし、この事業を廃止したからといって、ここまでの影響が出るのか疑問に思われる。事業効果の検証を行ってみるために、目標数値をはっきりさせた上で、事業内容を変化させた場合、産直住宅の着工数の推移にどのような影響があるのか、事業への影響を明確に測定できるようにすることを検討すべきである。</p>	<p>本制度は、経済効果をねらったものではなく、一定の基準を満たした「産直住宅」に安心・安全を付与する制度であり、その効果は産直住宅団体からの継続要望が強いことから明らかです。</p> <p>今後は、事業内容の変化が着工戸数の増減等に与えた影響について検討を行う予定です。</p>
<p>K 村の事業への取り組み この事業では、利用者に補助金が還元されたことが分かるように、市町村担当者により贈呈式が行われる。直接、贈呈が行われるため、実績報告書を閲覧し、県外の施主が多かったK村の贈呈式の写真を入手してみた。K村において県外の施主が多いのは、県外の施主に主に利用してもらおうという村の政策である。写真を入手した結果、村長、助役自ら兵庫県、厚木市、神戸市へ出張して、贈呈していることが確認された。話題づくりやパフォーマンスタとしては理解できるが、コストと宣伝効果の関係を考えると、10万円の補助を実施するのにいくらの交通費や日当を毎回使用しているのだろうか。人件費の機会費用も当然に発生しているはずである。事業の営業活動は積極的に実施していただきたいが、宣伝効果とコストの関係を十分に検討すべきである。</p>	<p>K 村は、本事業を積極的に活用され、施主への大黒柱の贈呈だけでなく、地場の特産品や文化をアピールし、施主やその関係者が K 村を繰り返し訪れる(施主の家族を招待し、K 村の自然に親しんでもらう「ふるさと祭り」への参加など)動機付けとなる取り組みを継続されていることから、宣伝面でも大きな効果を上げています。</p>
<p>[10-1] 林業退職金共済加入促進事業費補助金 今後の課題 このような長期にわたる補助金は事業者が漫然、かつ、当然として受領していく傾向となり、最終的には事業者の自主経営意欲</p>	<p>当該補助金を今年度で廃止するとともに、林業の担い手を確保するため、林</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>を減退させ、行政依存となってしまう傾向が強い。長期にわたり交付されることを前提に経営を続けることが当然になり、経営の意思決定に影響を及ぼすことは期待できない。林業産業全体は、縮小傾向にあることから、広く薄くこのような補助を実施したからといって、林業従事者数を増加できるわけではないと考えられる。より直接的に林業労働人口が増える施策へと事業全体を転換すべき時期にあるといえる。また、終期設定はしてあるものの、一度に廃止することは難しいと考えられるため、補助率を段階的に減少させていく方法も検討していくべきである。</p>	<p>業の新規就業者、特に若い人材を確保し早期に林業の技術者に育成するための新たな支援施策を、平成 17 年度から実施することとしました。</p>
<p>最近の新規就業者 施策目標である担い手の確保といった観点から考えると、例えば、新規の参入者の参入の動機を聞き取り、分析することにより、最も補助してほしい分野へ補助金を投入する方が、今後の林業就業者の増加につながるのではないと思われる。また、新規就業者のうち20代、30代の階層の人たちへ、より多く補助するなど工夫して、定着を試みる方法も検討すべきである。</p>	<p>当該補助金を今年度で廃止するとともに、林業の担い手を確保するため、林業の新規就業者、特に若い人材を確保し早期に林業の技術者に育成するための新たな支援施策を、平成 17 年度から実施することとしました。</p>
<p>[10-2] 岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金 事業の有効性 貸付け枠と比較して、大幅に融資実績が低迷している中、この助成制度の在り方について検討を要するところである。景気の低迷を原因とするばかりでなく、資金需要がなぜ発生してこないのか、その原因を分析し、今後は社会経済の環境変化に応じて制度の運用形態を対応させていく等、利用促進を促す努力することを検討されたい。</p>	<p>利子助成は県単独事業として行っているものの、その基となる資金制度については、国の規定で運用されています。今後、国の動向等を検討しながら、県独自の運用が可能となれば、社会経済の変化による運用形態も視野に入れていきたいと考えます。</p>
<p>[10-3] 畜産協会等事業推進費補助金 ｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 料の徴収 指導員のサービスについては、現状は無料で実施している。しかし、財政状況が厳しくなる中、畜産協会も自主財源の確保が急務と考えられる。ｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 料を徴収する方法を導入した場合、指導を受ける側もコストに見合ったサービスを要求することになり、また、畜産協会では徴収した料金に相当するｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 業務が提供できるよう自助努力が必要になることから、結果的に畜産協会の体質の強化につながることを期待される。今後は例えば、畜産農家が負担するｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 料の一部を補助するなどの施策も検討すべきと考える。</p>	<p>団体固有の問題と考えるが県が団体に対し有する権限の範囲内で、運営の効率化を指導していきます。</p>
<p>ｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 外の人事評価 質問の結果、「畜産ｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 外の業務評価は実施していない」とのことであった。また、ｺﾝｶﾙﾃｨﾝｸﾞ 外は、その給与体系が県職員の給与体系に準拠しているため、加齢とともに補助額が増加していくことになる。人件費の総額を抑えつつ、組織内で適切な競争原理を確保できる人事評価制度を構築することを検討する必要がある。</p>	<p>団体固有の問題と考えるが県が団体に対し有する権限の範囲内で、運営の効率化を指導していきます。</p>
<p>[10-4] 農業会議補助金 業務内容の見直し 本来の業務である「行政庁の諮問機関としての行政行為の補完を行う業務」と並んで行う任意業務は厳選が必要である。例えば、その他の事業費は、予算が数10万円と小規模な事業が集まり2百万円となっているため事業内容の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>平成 15 年度予算から、事業のスクラップアンドビルドを行い、「職員等農業経営講習事業」の他、新規の「農地保全事業」及び「女性農業委員による食と農の推進事業」の3事業に厳選して、補助しています。</p>
<p>組織の硬直化 農業委員会の法改正を含めた組織制度の見直しが検討されているため、その結果によってはこれを統括する農業会議も組織をリム化することを検討すべきである。その一案としては、ﾌﾟｳﾝ-職員</p>	<p>農業委員会法の改正法律は平成 16 年 5 月 26 日に公布されましたが、今後の組織制度に関する具体的な見直しの内</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>の採用をやめ、県からの派遣で補充を行うことなどが考えられる。</p>	<p>容を踏まえながら、組織のスリム化を検討していきます。</p>
<p>目標による管理 実績報告書において、実績は記載されているが、当初どの程度の利用を目標としていたのかが記載されていない。研修やセミナーへの参加人数をどの程度の目標とするのか計画し、組織構成員の稼働を確保することが求められる。目標数値と実績数値の比較表を作成し、事業報告書にその達成状況を記載し、目標数値については、その根拠についてもコメントを付すことも必要と考えられる。目標と実績について過去5年程度の経年比較を行い、著しい増減があれば、その理由を付すことも考えられる。</p>	<p>実績報告書において、平成 16 年度以降は研修の参加人数等目標を記載していくとともに、予算策定書においても、平成 17 年度以降、目標数値及びその根拠について記載していきます。 また、平成 16 年度より、目標数値と実績数値との比較表を作成するとともに、達成状況を経年比較し、事業効果の検討をしていきます。</p>
<p>[10-5] 農業農村活性化協会補助金 人件費 近年県職員OBの再就職が増加していることが分かる。行政側ばかりでなく、民間の人材も取り入れ、多様な観点から活性化していかねばならない。可能であれば、常勤の中にも民間の人材を取り入れ、行政と民間のバランスを図るのも一案と思われる。</p>	<p>コダクターの選定については、経営管理指導対象施設を考慮して行っている。その指導対象施設の適切なアドバイザーを受けするため、専門性を重視し、平成 16 年度は民間から 8 名、行政（県職員 OB）から 7 名選任しました。</p>
<p>補助金 岐阜県農業農村活性化協会の業務内容を見ると、本来、行政側の県が実施しなければならない仕事を委託されていると判断される。したがって、実態から判断すると事業者が、自主的に事業を行おうとするよりは、県からの依頼により事業を実施している面が強い。会計面においても、事業費については、補助金を使用するのではなく、委託費での検討も必要であると判断される。</p>	<p>岐阜県農業農村活性化協会の自主性に基いた活動として、現在、補助事業導入に向けては、協会は事業内容に応じたコダクターを選定して現地に派遣し、地域住民の合意形成に向けた助言指導を行っており、また、補助事業導入後は整備した施設の管理運営に関する助言指導のための会議を現地で開催しています。 今後も協会の自主性を重んじた補助制度としていきます。</p>
<p>コダクターの有料化 岐阜県農業農村活性化協会は、農業に関するコダクターを農協や大規模農家、市町村へ必要に応じて派遣している。現状では、この派遣は無償で行っている。しかし、予算が削減される中、少しでも自主財源を確保して予算を維持、拡大していかなければ、協会自体の存亡の問題となると考えられる。したがって、公益性を重視しなればならない一方、例えば、セミナー、コダクター派遣、研修会、経営確立の指導といった事業については、最低限の料金を徴収するようにして、組織体制の安定化を図ることが望まれる。</p>	<p>自主財源の確保について、今後協会と県、関係団体とともに検討を進めます。コダクターの有料化については、極めて困難と思われますが事業主体等のニーズも加味して検討します。</p>
<p>民間事業との関係 県としては、事業の趣旨である農家所得の向上、地域農業の活性化を図るための拠点施設として、レストラン(地域食材供給施設)、農産物直売所(産地形成促進施設)等を認定してきたところであるが、農業の活性化とはいえ、レストラン(地元産食材を50%以上使用)と農産物の直売は、税金を納めている民間事業者と競合する場合も想定されるため、十分に留意が必要と判断される。</p>	<p>事業実施に際して事業主体では地域農業の振興に寄与することを目的に地域連携協定締結等の合意形成や民間事業者との調整を行っています。今後も、計画段階で調整した上で県として事業認定を行うこととします。</p>
<p>農業会議との組織統一 岐阜県農業農村活性化協会は、岐阜県農業会議と同じ建物・室内にある。また、事務局長は岐阜県農業会議も兼任している。さらに細かな経費の証憑類を検証したところ、ファックス、インターネット、コピー料金も両方で按分基準を設け、負担しているのが現状である。実態としては、すでに両者は物理的、人的に統一された形で運営さ</p>	<p>他県の状況も踏まえ、農業農村活性化協会、農業会議、県で組織のあり方について検討します。</p>

平成15年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>れている。また、平成15年度の国の経営構造対策関係通知において、都道府県の農業農村活性化協会の設置について、「当該推進会議に部会等を設けている場合は、この部会等を主催する者を事業実施主体とすることができる」とされ、任意設置へと国の方針が変更されている。今後は事務の効率化を達成するために、岐阜県農業会議との組織統一について検討が必要と考えられる。</p>	
<p>[11] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(岐阜県公衆衛生協議会運営事業) 補助制度の見直し 岐阜県公衆衛生協議会の平成14年度の収入に占める補助金の割合は79.6%(1,200千円/1,507千円)となっている。公衆衛生協議会の構成団体からの会費収入の増加及び経費の削減を図らなければ、補助金の交付は永久に継続されることになる。また、昭和36年度に創設された補助制度であるが、その後の社会的・経済的情勢の変化等も考慮し、制度自体の存続も含めて見直すことが望まれる。</p>	<p>補助金制度を見直すに当たって、協議会そのもののあり方を検討する必要があります。 社会的・経済的情勢の変化等から協議会の上部組織である全国公衆衛生協議会連合会から脱退する都道府県が相次いでいますが、連合会長表彰が厚生労働大臣表彰受賞へのルートの一つともなっていることも事実です。 現在、協議会そのものの組織のあり方を含め、検討中です。</p>
<p>実施報告書の正確性の確認 岐阜県公衆衛生協議会は補助金1,200千円を各地区公衆衛生協議会へ活動費として助成しており、県は各地区公衆衛生協議会の実績報告書入手し、実績報告書上で書面審査はしているが、記載内容と証憑類とのチェックは実施していない。実績報告書の正確性を確保し、補助事業執行の妥当性を確認するため、証憑類とチェックすることを検討すべきである。</p>	<p>平成16年度より実績報告書の書面審査に加え、証憑類(請求書、作成したパンフレット、振込明細書等)等で確認することとしました。</p>
<p>内部牽制の重要性 岐阜県公衆衛生協議会には専属の事務局はなく、県の担当部署が事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と補助金の交付業務を行っている場合は、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。</p>	<p>平成16年度より補助金の申請業務と交付業務について担当者を分けて行うよう改善しました。</p>
<p>[12] 岐阜県加齢対応型等住宅リフォーム利子補給金制度のPR 当該利子補給金の交付実績は非常に少なく低迷しているため、金融機関に当利子補給制度の利用を県民に積極的に薦めていただくことをお願いすべきである。また、県も積極的に当該制度についてパンフレット等により一層のPRをすべきと考えられる。</p>	<p>平成16年4月に利子補給金交付要綱の一部改正を行いそれに伴い新しいパンフレットの作成・ホームページの更新などを実施し、PRを行いました。また、関係各金融機関への説明会・県の建築指導課の「木造住宅耐震診断・耐震補強に係る相談会」を通じ、更なるPRに努めます。</p>
<p>制度の見直し この利子補給金制度を有効に機能させるためには、社会的・経済的情勢の変化に合わせて、例えば、利子補給金交付要綱での償還期間10年以上という条件や、最大300万円という条件を見直し、県民の利用しやすい制度へ改善することが望まれる。</p>	<p>従来の利子補給金交付要綱を一部改正し、平成16年度より耐震工事にメニューを追加することで利用度を拡大しました。</p>
<p>[20] 岐阜県ふるさとづくり協議会補助金 自主財源の充実 平成14年度の収入5,795千円のうち補助金は財団法人あしたの日本を創る協会からの分も含めて4,395千円で、収入に占める割合は76%となっている。会員から会費を徴収するか、受託事業を増加させる等により自主財源の増加を図る努力を促し、国が提唱する「補助金依存型公益法人の見直し」に従い、少なくとも補助金割合を3分の2未満にすることを検討すべきである。</p>	<p>協議会における自主財源の増加努力については、補助金の交付執行に関する監査内容と直接の関係がないものと考えますが、県が団体に対して有する権限の範囲内で、運営の効率化を指導していきます。</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>事務局の内部牽制 岐阜県ふるさとづくり協議会の事務局は県庁内にあり、担当部署が当協議会の事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と交付業務を行っている場合は、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。岐阜県ふるさとづくり協議会事務局を独立させるか、あるいは、実態に合わせて、協議会形式ではなく県が直接実施する事業とするかを検討すべきである。</p>	<p>平成 15 年度から、申請事務は協議会専任職員が行い、交付事務は県の担当職員が行うこととしました。</p>
<p>[21] 岐阜県食生活改善連絡協議会補助金 事務局の内部牽制 岐阜県食生活改善連絡協議会の事務局は県庁内にあり、担当部署が当協議会の事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と補助金の交付業務を行っている場合は、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。</p>	<p>平成 16 年度から、牽制機能が働くよう申請事務は協議会職専免職員が行い、交付事務は他の担当職員が行うこととしました。</p>
<p>補助割合 岐阜県食生活改善連絡協議会の平成14年度の収入に占める補助金の割合は5% (270千円/5,405千円) であり、補助金の廃止は可能と思われる。また、昭和49年度から継続して補助しているが、具体的にどのような補助効果があるのかを検討すべきである。</p>	<p>岐阜県食生活改善連絡協議会は、県の食生活を通じた健康づくり施策を推進するための強力なボランティア団体であり、県民協働パートナーとして県行政への貢献度は極めて大きいといえます。本補助金は、会員数が年々減少し会費収入が減少する中において、協議会に不可欠な役員会、総会等の開催経費を支える貴重な財源となっています。 (参考：H15業務費に占める補助金の割合 270 千円/766 千円 = 35.2%)</p>
<p>[24] 岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金 経費の削減 定例表彰として、表彰旗表彰(2クラブ)、指揮旗表彰(1クラブ)優良章表彰(50人)、感謝状表彰(15人)を実施している。このうち、表彰旗表彰では1本100千円の表彰旗を2本合計200千円、指揮旗表彰では、1本10千円の指揮旗を1本購入している。事業開始から、多くの団体が表彰を受けていることから、今後は表彰者を絞る、表彰旗について購入を1本とするなど、補助対象経費を削減することにより、補助金の低減を検討する必要がある。</p>	<p>平成 16 年度から、表彰旗表彰は 1 本としました。 また、平成 17 年度から、補助対象経費等を見直し、補助金の低減が可能か検討をすることとしました。</p>
<p>[25] 岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金 補助事業の効果 岐阜県青少年育成県民会議は、結成以来、民間組織による青少年の健全育成事業の推進母体として、積極的に活動を展開している。近年の主な活動としては、「ソーシャル・アクト運動」である。「ソーシャル・アクト運動」とは、「地域のおじさん・おばさん運動」の岐阜県独自の運動名で、隣近所の子もたちに気軽に声をかけ、温かく見守ろうという運動であり、ソーシャル・アクトの登録者は、平成11年度4,426人、平成12年度8,249人、平成13年度10,214人、平成14年度13,742人と増加している。登録者が増加しているのは評価できるが、登録者が増えたことに満足するのではなく、ソーシャル・アクト運動の日常活動の活性化を促し、青少年の健全育成の気運醸成を図ることが望まれる。</p>	<p>平成 15 年度にソーシャル・アクトの趣旨説明パンフレットを配布し、日常活動への取り組みについてお願いしました。 また、平成 16 年度には、日常活動の事例を紹介した通信を作成し、日常活動の参考としていただくこととしています。</p>
<p>事業内容の見直しについて 従来、補助金を交付してきた国も、平成15年度からは岐阜県青少年育成県民会議への国庫補助金(運営費及び事業費補助)を打ち切り、委託事業に変更し、さらに指導者養成などに事業を絞っている。国が事業の見直しを図ったのを機に、県民会議のあり方、活動方法等を見直しを検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度に県民運動組織等検討委員会を設け、事業・運営方法等について検討することとしています。</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>県民会議の会員</p> <p>岐阜県青少年育成県民会議の正会員のうち、青少年団体、学校教育関係、社会教育関係、関係企業団体は、団体として会費を支払っているものであり、この団体の中には県から補助金の交付を受けている団体もある。本来、県民会議は県民活動に理解のある会社、団体からの寄付等で賄うべきであり、県民会議設立の趣旨に立ち返って、この民間活動としての県民運動を援助したい個人、会社、その他の組織からの会費、寄付を募れるよう努力が期待される。</p>	<p>組織等検討委員会で検討すると共に、個人会員・一般会員の加入をお願いするため、ホームページで呼びかけると共に、各種会議で加入をお願いしています。</p>
<p>また、各種事業開催に当たっては、ボランティアの参加を求めているが、人件費を始めとした運営費の一層の低減を図るため、今後は企画・運営等への参画も推進されたい。</p>	<p>少年の主張大会・県民大会等において企画段階から参加いただき、意見を求めながら大会の運営を行っています。</p>
<p>[30] 岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金</p> <p>社会的・経済的情勢の変化</p> <p>県は県民の健康維持及び疾病予防のために数々の施策を実施し、多額の経費を投入しているところであり、県民の健康を損ねると考えられている喫煙及び受動喫煙につながるたばこ販売を奨励する事業に補助金を交付することは、県の施策遂行の上で矛盾していると思われる。制度そのものを見直す時期にあると思われる。</p>	<p>少額補助金であり、補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成15年度で廃止しました。</p>
<p>[31] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(無医地区施術事業)</p> <p>ボランティアへの移行</p> <p>岐阜県鍼灸マッサージ師会は、平成14年度に施術会を1回実施し、100名の施術対象者を予定していたが、実際には会員20名によって施術を受けた者は30名であった。補助効果を上げるためには、施術会に住民が進んで参加できるように実施方法等の見直しについて指導が必要と考えられる。</p>	<p>施術会に住民が進んで参加できるように実施方法・周知用法等の見直しをすべきと考えられるため、指導内容等について検討中です。</p>
<p>また、岐阜県鍼灸マッサージ師会の事業方針には、「無医地区住民や福祉施設の利用者に対する治療奉仕活動を実施し、公益法人としての自覚を高める」とうたわれており、無医地区住民への施術を県の補助対象事業からボランティア活動の一つとすることを依頼してみるべきである。</p>	<p>ボランティアという面から依頼するという考えもありますが、公衆衛生の向上及び健康並びに生活環境の改善に寄与し県民の健康な生活の確保を図るため、という当該補助金の本旨からすれば、補助対象事業であることは問題ないと思われます。</p>
<p>[32] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(健康増進広報活動事業)</p> <p>補助割合</p> <p>昭和48年より継続している補助金であるが、岐阜県医師会の平成14年度決算書によると、当補助金が総収入に占める割合は0.3%であり、補助金がなければこの事業が実施できないというような状況ではないと推測される。このような補助金は見直し及び廃止を検討すべきである。</p>	<p>少額補助金であり、補助効果を勘案するにあたり補助金がなければこの事業が実施できないというような状況ではないと思われるため、見直しを検討中です。</p>
<p>[34] 浄化槽適正化推進費補助金</p> <p>自主財源の充実</p> <p>岐阜県浄化槽連合会へは昭和55年度から補助金が交付され、岐阜県浄化槽連合会の運営に要する費用に充てられており、平成14年度の収入に占める補助金の割合は6.5%(900千円/13,691千円)となっているが、岐阜県浄化槽連合会事業の自主的な運営を進めるためには、会費や事業収入等の自主財源を充実させる方策の検討が必要と考えられる。</p>	<p>(社)岐阜県浄化槽連合会は、例年、参加費を徴収して研修会を開催しており、従来は、事業者の代表者及び実務責任者を対象に実施してきましたが、平成16年度からは、対象を実務担当者にまで拡大(受講者数約500名 約700名)して実施し、自主財源の充実を図ることとしました。</p>
<p>[35] 県内産緑化木利用促進事業費補助金</p> <p>補助事業</p>	

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>一般的に消費者は、緑化木を植えようとする際、県内産か県外産かを考慮せずに品質と値段により選択していると思われる。そこで、造園業者や販売業者等が県民に直接、県内産を薦めるのが効果的と考えられる。薦めるためには、県内産が県外産に比較して良質であり、最終利用者にとって値段が安いことが必要である。</p> <p>したがって、最終利用者である県民が県内産緑化木を植える際に要する費用に対して補助金を交付することも検討していただきたい。</p>	<p>現在、(社)国土緑化推進機構の緑の募金公募事業により、緑化推進のための苗木代の補助を行っています。しかしながら、マンション等の普及や庭面積の低下により、直接県民を対象とした事業では緑化木の消費拡大に限度がありますので、公園や街路樹、さらには屋上緑化を視野に入れた緑のオアシスマちづくりに取り組んでまいります。</p>
<p>[40] 出会い・ふれあい・いきいき事業費補助金 実績報告書 実績報告書に、事業開催に要した経費に関する証憑類(領収書等)の添付がされておらず、収支決算書の支出関連経費についてチェックを実施した痕跡はみられない。実績報告書の記載事項の正確性及び事業執行の妥当性を確認するため、関連証憑類とチェックすることを検討すべきである。</p>	<p>補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 15 年度で廃止しました。</p>
<p>[41] 岐阜県看護職員定着化推進事業補助金 実績報告書の確認 実績報告書で書面審査をしているのみであるが、記載事項の正確性を確保し、補助対象事業執行の妥当性を確認するため、証憑類とのチェックを行い適正な処理が行われていることを確認し、また、必要に応じて定期的に現地へ出向き、実際の勤務状況を確認することも検討すべきである。</p>	<p>平成 15 年度の補助金実績に基づき、平成 16 年 6 月に現地確認を実施しました。</p> <p>今後とも必要に応じて実地審査を実施することにより、補助対象事業執行の妥当性を確認していくこととしました。</p>
<p>[42] 食品衛生指導員活動費補助金 補助割合 岐阜県食品衛生協会の平成14年度の収入に占める補助金の割合は4.5%(1,200千円/26,909千円)である。自主財源となる会費収入、委託費収入等の増加を図る自助努力を促すべきである。また、この補助は、昭和59年度に補助金制度が創設され、現在まで継続されているが、今後、段階的に削減することを検討すべきである。</p>	<p>食品衛生指導員活動については、協会の自主財源による負担割合を増し、補助金額を段階的に削減することとしました。</p>
<p>講師の人件費 岐阜県食品衛生責任者資格認定講習会及び岐阜県食品衛生責任者講習会の講師確保に要する経費として、講師の人件費に充てるため3,600千円が委託費として県から支出されている。しかし、従来から講師を担当できる県職員OBが事務局長となり講師として活動をしており、実質は、人件費補助であり、委託費ではなく人件費に対する補助金と考えられる。</p>	<p>平成 16 年度から、委託内容を講師の確保から講習会の開催に改め契約することとしました。</p>
<p>実績報告書のチェック 食品関係施設の巡回指導活動の実績報告書は、各保健所から入手し、書面でのチェックはしているが、内容のチェックは各保健所に一任しており、担当部署でのチェックはされていない。実績報告書の正確性を確保し、補助対象事業の執行の妥当性を確認するため、実績報告書の記載事項につき証憑類と定期的にチェックすることを検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度から、適正な補助金の執行を担保するため、保健所の担当職員を補助審査員とし、定期的なチェックを実施することとしました。</p>
<p>[43] 岐阜県環境推進協会補助金 自主財源の充実 岐阜県環境推進協会の平成14年度の総支出10,407千円に占める人件費は7,543千円で、72%となっているが、事業費の割合が低すぎ有効性のある事業が実施可能であるか疑問に思われる。会費及び事業収入等の自主財源の充実を図ることを検討されたい。</p>	<p>現在、当協会の会員は正会員(企業等)と賛助会員(市町村)に分かれています。</p> <p>収入に関しては、市町村合併により、会費による収入の減が余儀なくされますが、現実的に会費の増額は困難であると考えております。</p> <p>現在、当協会では、Eメールによる情報</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
	提供、環境保全・公害防止のための講習会等、低コストで実施できる事業を中心に展開しており、有効的な事業を実施していると考えています。
<p>[44] 献血推進協議会事業費補助金 補助金の有効活用</p> <p>岐阜県献血推進協議会への補助は、昭和47年度から実施している。補助金の金額は開始当時890千円であり、次第に増加して昭和60年度から3,000千円となっている。3,000千円のうち、2,700千円は、市町村献血推進協議会へ交付され、300千円は消耗品費(贈呈品59千円、献血啓発資材(入浴剤)作成78千円)、報償費(役員への謝金50千円)、振り込み手数料44千円などである。各市町村からの事業実績報告書を読んだところ、例えば、事業費418千円に対して県補助金16千円など事業費に占める県補助金の割合が低いものが数件見受けられた。これらについては地域の保健所に補助をまとめ、まとめた金額を補助するなど配分方法を改善し、この協議会補助金をより有効活用するよう検討することが望まれる。</p>	<p>平成 16 年度から、岐阜県献血推進協議会が各市町村献血推進協議会に直接交付していた補助金を、7つの保健所に事務局がある地区献血推進協議会を通じて交付し、地区の実情に応じて有効活用できるよう方法を見直しました。</p>
<p>[45] 生活衛生関係営業活性化対策事業費補助金 補助効果</p> <p>岐阜県生活衛生営業指導センターは、当該補助金を生活衛生関連の14の同業者組合及び連合会に再交付し、補助先より事業実績報告書入手し、各関連証憑類と当該報告書との照合を実施している。各組合等への補助金の使途のチェックは正確になされているが、補助金が生活衛生関連業者の事業活性化にどの程度の効果があったのかについては、検討されていない。補助効果を上げるために、毎年同じような事業を実施するのではなく、事業の活性化のための重点施策を絞り、事業内容を工夫するよう改善が求められる。</p>	<p>平成 16 年度から、事業活性化のための施策を重点的に推進するよう指導し、国が定めた振興指針に基づき各組合が作成する「振興計画」に基づく振興事業に掲げる活性化施策の充実を図ることとしました。</p>
<p>1 補助金の必要性 (1) 行政評価システムの活用</p> <p>予算策定時において、行政評価システムのデータの活用は、客観的な視点で事業評価が可能になることから有効であると考えられるが、補助金を継続する理由の検討に行政評価システムが活用されているとはいえない。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成においては、施策等評価表を「予算要求調査」の1つと位置付け、施策評価と予算編成を有機的に結びつけていくこととします。</p>
<p>また、行政評価システムにおける施策体系上での位置づけが、あいまいなものが見受けられた。また、そもそも行政評価システムの施策体系に位置づけられていない補助事業も見受けられた。再度、各所轄部署は、所管事業について施策目標との関係、施策体系上での位置づけが妥当であるか、検討していただきたい。</p>	<p>平成 15 年度までの行政評価(施策評価)システムにおいては、全庁横断的な観点から一元的に対象施策を決定していたことから、施策体系に位置づけられていない事務事業も数多く見られました。</p> <p>平成 16 年度施策評価においては、評価の実施方法を見直し、各部門(部局)が主体的に施策体系を整理することとしたため、政策的に実施する事務事業については、原則として評価対象となります。(地域振興局、現地機関、出納事務局、各種委員会等を除く)</p> <p>また、施策体系の整理のなかで、施策(目的)と事務事業(手段)の関係の再確認、体系のなかでの位置づけが妥当であるかについて検討を行うこととしています。</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(2) 県庁内に事務局のある団体への補助事業</p> <p>県庁内に事務局のある団体に対する補助事業の一部において、補助金の交付申請事務と交付決定事務を同一の担当者が行っているものが見受けられた。このような状況においては、妥当な事業評価ができるとは考えられない。また、県の職員人件費等も機会費用として負担していることになる。さらに、所轄部署の中で事務・事業がなされることから、牽制機能が働きにくくなると考えられ望ましくない。</p> <p>県庁内の事務局を直ちになくすことが難しければ、少なくとも補助金の交付申請事務と交付決定事務は同一者が担当しないようにすること、また、現金取扱いと帳簿記録についても同一者が担当しないようにすることが求められる。将来的には、長期間にわたり県庁内に事務局のある団体については、原則として、県の直轄事業として実施するか、補助のあり方を変更するよう検討していただきたい。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成に向けて、団体の補助金交付申請事務担当者と県の補助金交付決定担当者が同一の場合の実態を調査します。</p> <p>同時に、ある行政分野の所管部局に当該行政分野を振興する団体事務局を県庁内に設置するのは、効率的な事務の執行という観点からやむを得ない場合もありますが、県の決裁ルートを確認し、各部局の管理室等に合議することにより、牽制機能を発揮するようルールづくりをします。</p>
<p>(3) 少額補助金の廃止</p> <p>「予算編成方針における取扱い」において、「終期の到来したものの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」となっているにもかかわらず、一部において、100万円未満の零細補助金が継続されている。</p>	<p>「零細補助金」とは、次のものであり、100万円という金額の基準は、今回の外部監査において新しく示されたものです。</p> <p>(零細補助金の本県における定義)</p> <p>1 事業あたり 福祉 10万円以下 その他 30万円以下</p> <p>1 交付あたり 福祉 1万円以下 その他 3万円以下</p> <p>平成 16 年度当初予算から一定の財源を部局に配分し部局長の権限と責任において編成する「部局別枠予算」を導入しますが、零細補助金は、この「部局別枠予算」に含まれる場合がほとんどであるため、平成 17 年度当初予算編成に向け、「部局別枠予算編成ルール」に少額補助金の廃止の検討を明記します。</p>
<p>また、同じく「被補助団体の収入状況等を踏まえて、縮減を図ること。」となっているにもかかわらず、補助金交付先団体の収入に占める補助金の割合が0.009%(岐阜県国民健康保険保健事業費補助金)となるようなケースなど、補助金交付先団体の収支状況及び財政状態を検討した上で補助金を交付しているとは思われないものが見受けられた。今後は補助金交付先団体の決算書を入手し、補助金廃止の検討材料としていただきたい。</p>	<p>運営費補助と事業費補助では、「被補助団体の収入に占める割合」の意味合いは異なり、また、団体の支出構造によっても異なると思われます。</p> <p>このように一律の基準を示すのは困難ですが、平成 17 年度当初予算編成にあたっては、指摘の点を予算編成通知や部局別枠予算編成ルールに盛り込みます。</p>
<p>2. 補助の内容</p> <p>(1) 補助金交付要綱における補助率等</p> <p>補助金交付要綱中、補助率又は補助金額について「知事が別に定める額」といった定め方が見受けられた。行政の透明性を高めるため、補助金交付要綱に、補助率や補助金額を可能な限り具体的に記載するように改めるべきである。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成にあたっては、指摘の点を予算編成通知や部局別枠予算編成ルールに盛り込みます。</p>
<p>(2) 国の制度への依存</p> <p>今回の監査においては、特に農業関係における補助金等について、国の制度に沿って実施している補助事業が少なくなかった。特に、岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金は、長年利用が低迷しているにもかかわらず、改善が進んでいない。国の制度が</p>	<p>平成 16～19 年度を計画期間とした「自立に向かって耐乏・雌伏の期間」の財政運営方針案では、「国庫補助金や地方交付税に頼らない県税中心主義の</p>

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>あっても利用が低迷していれば、県民のニーズを把握していないことを再度認識し、利用向上のため、県独自の工夫を常に念頭に置きつつ補助事業を実施すべきである。</p>	<p>予算編成を原則とする」としており、国の制度があるから県の事業を実施するという発想は改めることとしました。</p> <p>平成 17 年度当初予算編成からは、第 4 の 1(1)で述べたように、施策等評価表を「予算要求調書」の 1 つと位置付け、施策評価と予算編成を有機的に結びつけていくこととしました。</p>
<p>(3) 補助対象経費の見直し</p> <p>財政難の中、補助金交付先団体が補助事業として実施するセミナー等における弁当代等は補助対象経費から除くべき時期にあると思われる。県の予算編成方針にも記載されているものの、徹底されていないのではないかとと思われる。各部署において再度、見直すべきである。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成にあたっては、指摘の点を予算編成通知や部局別枠予算編成ルールに盛り込みます。</p>
<p>3. 補助金の検証体制</p> <p>(1) 終期到来補助金調書の開示</p> <p>終期到来補助金調書は、補助金をなぜ継続するのかを検証する資料としては、非常に有用であると判断された。現状では、財政課と所轄部署のやりとりで、補助金を継続するか否かの結論を出しているのみであり、継続理由を県民が知ることはできない。一案としては、この終期到来補助金調書をホームページなどで公開するなど、何らかの形で、広く県民のフィードバックを受けるようにしたらいのではないかとと思われる。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成から予算編成プロセス公開の中で公開することを検討します。</p>
<p>(2) 予算策定手続きの改善</p> <p>所轄部署は予算策定時には、可能な限り交付先から中間状況報告を受け、また、交付先が団体の場合には会計帳簿等を閲覧するなどし、補助事業の具体的な執行状況を検討した上で、予算の作成に臨むべきである。これにより、毎年より精度の高い事業計画の作成とそれに必要な費用の査定が可能になると考えられる。全体的に再度、実際の支出内容に注意して、補助事業の積算を見直すよう改善が求められる。</p>	<p>平成 17 年度当初予算編成にあたっては、指摘の点を予算編成通知や部局別枠予算編成ルールに盛り込みます。</p> <p>財政課職員が直接現場で効率的な執行を調査する「予算執行調査」の平成 16 年度の中間チェックのテーマを「各種団体への補助金」とし、調査結果を平成 17 年度当初予算編成に活用します。</p>
<p>(3) 事業実績報告書のチェック</p> <p>県の所轄部署において、事業実績報告書の収支決算書について、証憑類(領収書等)とのチェックを徹底すべきである。ただし、補助金等の規模、補助金先の件数などにより、チェックにも限界はあると思われるため、比較的小規模な補助事業であれば、事業実績報告書の添付資料として、一定金額以上の証憑類の写しを提出を求め、チェックを行うことが望まれる。また、所轄の担当者の事務量が多いため、チェックができないことが考えられるため、例えば、事業実績報告書の提出が集中しないように簡易なもので構わないから、補助対象事業の遂行途中で状況報告及び証憑類を提出してもらい、チェックに要する時間を分散化させることも検討すべきである。</p>	<p>平成 17 年度の予算執行通達に盛り込みます。</p>
<p>(4) 事業実績報告書の報告内容の改善</p> <p>現状では、事業実績報告書の内容は、定性的な記載内容となっているものが多い。可能な限り、定量的データを報告してもらうようにし、行政評価システムにおいて有効活用できるようにすべきである。また、補助を受ける側として、補助金に関する改善事項等意見の記載を求めるとして、所轄部署とのコミュニケーションに役立てることも検討すべきである。</p>	<p>平成 17 年度の予算執行通達に盛り込みます。</p>

(教育委員会)

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
----------------	-------------

平成 15 年度の意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>[14] ほほえみ相談員設置推進事業補助金 ほほえみ相談員設置推進事業の充実 「ほほえみ相談員」を設置した学校においては、平成12年度の不登校児童数が1学校当たり平均4.5人から平成13年度には1学校当たり平均3.6人となるなど、成果を上げている。効果の測定は容易でないと思われるが、児童生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導が求められていることを考えると、今後もこうした施策の充実を図ることを検討すべきである。</p>	<p>平成 15 年度に、ほほえみ相談員を「心のパートナー」とし、20 人から 22 人に増すとともに、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置(71 人、89 校)するなど、施策の充実に努めています。</p>
<p>[15] 全国スポーツレクリエーション祭派遣事業費補助金 補助事業の目的と効果 岐阜県からも毎年多くの人々が全国スポーツレクリエーション祭に参加するようになっており、大会の認知度は高まっていると考えられ、参加意欲のある人は、自費で参加するものと考えられる。また、この祭典の18の種目のうち、インディアカ、ターゲットパドゴルフ、トランプリなどは競技人口が少なく、県民の代表としての意味合いも、国体などと比べて薄い。スポーツの振興は、県の施策の一つであるが、その目的を達成するための方法として、このようなスポーツレクリエーション祭への選手派遣に補助金を交付することが最適であるかどうかは疑問である。補助率の引下げ、廃止の方向性を検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度から、選手の交替要員を最小限にし、派遣選手の人数を抑制することによって補助金を減額しました。 また、平成 17 年度から、補助対象経費等の見直しを行い、さらに補助金の減額に努めます。</p>
<p>[22] 岐阜県保健体育等振興補助金(学校保健会運営事業補助金 補助金の見直し この補助金は、長期継続・定額・少額補助金である。「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」と通知が出されており、この補助金の見直しを検討すべきである。</p>	<p>補助効果を勘案する等見直しにより、当該補助事業は平成 16 年度で廃止することとしました。</p>